

## 令和8年度山添村空き家活用による起業者支援事業補助金

### ○趣旨

空き家の活用を促進するため、起業者に対し、施設改修、設備投資等に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助します。

### ○対象者：

補助金の交付の対象となる者は、起業者であって、次に掲げる全ての要件を満たす方。

- ・既に空き家を購入等し、当該購入等した日から起算して1年を経過していないこと。
- ・引き続き2年以上事業を営むことが見込まれること。
- ・事業に関して自治会等の理解を得ていること。
- ・施設改修を行う空き家又は設備投資により取得した有形固定資産を設置する空き家を賃借又は使用貸借している起業者にあつては、施設改修又は設備投資に関して当該空き家の所有者の承諾を得ていること。
- ・山添村税を滞納していないこと。
- ・山添村空き家改修事業等補助金の交付を受けていないこと。
- ・自己又は自己の団体役員等が、暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

### ○対象物件：山添村空き家バンクに登録されていた物件

### ○補助対象金額等

区分	補助対象経費	補助金の額の上限
施設改修	原則、村内に本社、本店、支店、事業所等を有する法人又は住所を有する個人事業者に委託して行う施設改修に係る工事に要する費用。ただし、次に掲げる工事に要する費用を除く。 (1) 駐車場の工事 (2) 造園、門扉、塀又は外構のみの工事 (3) 下水道施設への接続のみの配管工事 (4) 合併処理浄化槽設備工事 (5) 内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替工事 (6) その他村長が適当でないと認める工事	1,500,000円 (ただし、施設改修及び設備投資の補助金の合計金額とする。)
設備投資	次に掲げる全ての要件を満たす有形固定資産の取得に要する費用 (1) 直接的に事業の用に供するものであること。 (2) リース契約に基づくものでないこと。 (3) その他村長が必要と認めるものであること。	

家財道具 の 整 理	残存する家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び 屋外の清掃に要する費用	250,000円
---------------	--	----------

○申請受付期間

令和8年6月1日（月）から令和9年1月31日（日）まで

※ただし、申請受理件数が2件に達し次第受付を終了します。

○申請手続き

申請にあたっては、所定の申請書に以下の必要書類を添えて、山添村地域振興課窓口まで持参するか、郵送にて提出してください。

■添付書類

- ・ 事業収支予算書（様式第2号）
- ・ 住民票の写し（補助対象事業者が法人その他の団体の場合は定款、寄附行為、登記事項証明書等の写し等）
- ・ 空き家の所有者等が確認できる書類（空き家に係る登記事項証明書の写し、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し、固定資産税課税明細書の写し等）
- ・ 空き家の改修または家財道具の整理にかかる見積書の写し
- ・ 空き家の改修又は設備投資の内容が確認できる図面、カタログ等の書類
- ・ 空き家の改修、設備投資又は家財道具の処分にかかる施工予定箇所の写真

※申請書類提出前に、補助制度の対象となるか事前に確認してください。